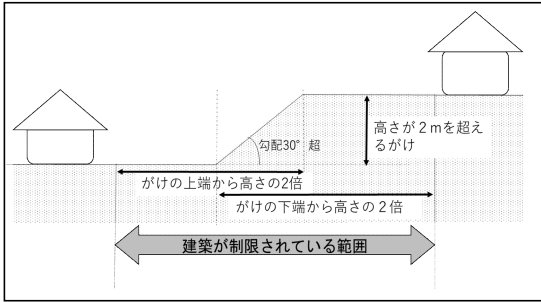


◆建築場所が以下のいずれかに該当する場合には建築の制限があります

区域名	根拠条文	規制内容	区域の確認方法
土砂災害 特別警戒区域	建築基準法施行令 第80条の3	<ul style="list-style-type: none"> 居室を有する建築物の外壁等又は門、塀の構造方法（H13国土交通省告示第383号）に適合すれば建築可能 ※居室を有しない建築物は対象外 	富山県のホームページ下記リンクより確認できます (https://www.pref.toyama.jp/1505/bousaianden/bousai/dosha/dosyaho_top/index.html) ※表中に「急傾斜地の崩壊」とあるが、急傾斜地崩壊危険区域とは異なります。
急傾斜地崩壊 危険区域	富山県建築基準法 施行条例 第2条、第3条	<ul style="list-style-type: none"> 住居の用に供する建築物には次の（１）（２）のいずれかに適合すれば建築可能 ※住居の用に供しない建築物は対象外 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> （１）建築物の外壁（急傾斜地の崩壊等による衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造（急傾斜地の崩壊等により破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な防護壁等を設置する場合 （２）急傾斜地の崩壊等に対して建築物の安全上支障のない防護施設※又は防止施設が設置されている場合 ※富山県建築基準関係規定運用集「501 - 001災害危険区域内における建築制限について」（参照） </div>	別紙1
知事が指定した 急傾斜地の崩壊等 による危険の 著しい区域			別紙2 《詳細は各市町村又は富山県建築住宅課に確認》
がけ	富山県建築基準法 施行条例 第4条	<ul style="list-style-type: none"> 敷地ががけの上にあるときはがけの下端から当該建築物までの、がけの下にあるときはがけの上端から当該建築物までの水平距離を、それぞれがけの高さの2倍以上とする又は次の（１）～（３）のいずれかに該当すれば建築可能 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> （１）当該がけに、がけ崩れの発生を防止するための擁壁その他これに類する施設が設置されている場合。 （２）がけ下に建築物を建築する場合で、次のような場合 ア 建築物の外壁（がけ崩れによる衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）及び構造耐力上の主要な部分を鉄筋コンクリート造（がけ崩れによる衝撃に対して破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な防護壁等を設置する場合 イ がけと建築物との間に、がけ崩れに対して建築物の安全上支障のない塀その他これに類する施設が設置されている場合 （３）がけの形状、土質等によりがけ崩れのおそれがない場合 </div>	居室を有する建築物の敷地が「高さ2メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの）」に接し又は接近する場合 

急傾斜地崩壊危険区域の確認先

(別紙1)

建築予定地	所管	担当	TEL
魚津市	新川土木センター	工務第二課砂防班	0765-22-9121
滑川市			
黒部市	新川土木センター入善土木事務所	工務課砂防班	0765-72-1136
入善町			
朝日町			
富山市（水橋地区以外）	富山土木センター	工務第二課砂防班	076-444-4457
富山市（水橋地区）	富山土木センター立山土木事務所	工務課砂防班	076-463-6179
舟橋村			
上市町			
立山町			
高岡市	高岡土木センター	工務第二課河川砂防班	0766-26-8432
射水市			
氷見市	高岡土木センター氷見土木事務所	工務課砂防班	0766-74-2897
小矢部市	高岡土木センター小矢部土木事務所	工務課河川砂防班	0766-67-5986
砺波市	砺波土木センター	工務第二課砂防班	0763-22-3552
南砺市			

富山県建築基準法施行条例第2条（災害危険区域の指定）

（別紙2）

市町村	大字名	字名	指定年月日
氷見市	五十谷	坂元、宮下、堂上、芹原、北谷	S52.7.30
南砺市（旧福光町）	砂子谷	池ヶ原	S52.7.30
上市町	稲村	中通、東割、村上、小俵	S52.12.27

詳細は各市町村又は建築住宅課にお問い合わせください